

○国立大学法人埼玉大学研究機構規程

〔平成16年11月25日
規則第183号〕

改正	平成17. 3. 10	16規則209	平成18. 4. 1	18規則24
	平成18. 6. 22	18規則112	平成20. 3. 1	19規則96
	平成20. 4. 1	20規則16	平成20. 8. 7	20規則81
	平成20. 12. 26	20規則114	平成21. 2. 26	20規則129
	平成24. 6. 21	24規則2	平成25. 12. 19	25規則22
	平成26. 3. 20	25規則34	平成28. 3. 17	27規則72
	平成28. 9. 29	28規則9	平成29. 3. 7	28規則33
	平成29. 3. 28	28規則37	平成31. 4. 1	31規則4
	令和元. 6. 27	元規則8	令和2. 3. 26	元規則43

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第7条第2項の規定に基づき、研究機構に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究機構は、本学において世界的水準の研究を推進することを目指し、このため、重点領域を定めて、研究の活性化及び研究支援の充実・強化を図り、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(業務)

第3条 研究機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における研究戦略の企画・推進
- (2) 産学官・地域との連携活動
- (3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用
- (4) 技術移転の推進
- (5) 本学における研究教育の支援
- (6) その他研究機構の目的を達成するために必要な事項

(研究企画推進室及びセンター等)

第4条 研究機構に、前条に掲げる業務を遂行するために、次の組織を置く。

- (1) 研究企画推進室
- (2) オープンイノベーションセンター
- (3) 先端産業国際ラボラトリー

2 研究企画推進室の下に、次のセンター及びオフィス（以下「センター等」という。）を置く。

- (1) 東アジアSD研究センター
- (2) グリーンバイオ研究センター
- (3) 宇宙観測研究センター
- (4) 生命理工学連携研究センター
- (5) レジリエント社会研究センター

- (6) 社会調査研究センター
- (7) 科学分析支援センター
- (8) 総合技術支援センター
- (9) リサーチ・アドミニストレーターオフィス

3 前2項に定めるもののほか、研究活動を戦略的に推進するためのプロジェクト研究センターを置くことができる。

4 研究企画推進室、先端産業国際ラボラトリー及び各センター等に関し必要な事項は、別に定める。

(機構長)

第5条 研究機構に機構長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、研究機構を統括する。

(副機構長)

第6条 機構長の下に副機構長2人(研究企画担当及び産学官連携担当)を置き、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 副機構長は、機構長の命を受けて、研究機構を統括補佐する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究機構会議)

第7条 研究機構に、本学における研究及び産学官連携等に関する事項を審議するため、研究機構会議を置く。

2 研究機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 研究機構の事務は、研究協力部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 本規則施行後、最初に就任する副機構長及び兼任教員の任期については、第7条第3項又は第8条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17. 3. 10 16規則209)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則24)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6. 22 18規則112)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則16）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則81）

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則114）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2.26 20規則129）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 6.21 24規則2）

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25.12.19 25規則22）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26. 3.20 25規則34）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学研究機構産学官連携企画室規程（平成24年規則第23号）

は、廃止する。

附 則（平成28. 3.17 27規則72）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 9.29 28規則9）

この規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（平成29. 3.7 28規則33）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.28 28規則37）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 4.1 31規則4）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 6.27 元規則8）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2. 3.26 元規則43）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。